

養育費の確保支援

申請先：八尾市こども若者政策課

養育費の受け取りは子どもの重要な権利であり、
支払いは親の義務(生活保持義務)です。ひとり親が
養育費を受け取るために、必要な取り決めにかかる
費用を支援します。要件など、詳細はお問合せくだ
さい。 **※養育費の立替えではありません。**

HPはこちら↓



養育費に関する債務名義取得促進補助金

債務名義（公証役場で作成する*公正証書等や家庭裁判所で作成する調停調書、審判書、判決等）の取得にかかる本人負担費用等を補助します。 **※強制執行認諾文言（約款）があるものに限る。**

【補助対象】 養育費の取り決めに要する経費のうち、以下のもの

- ①公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ②家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代
- ③戸籍謄本等添付書類取得費用
- ④連絡用の郵便切手代

【補助上限額】 5万円

養育費の保証促進補助金

債務名義がある養育費の取り決めについて、保証会社と
養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

【補助対象】 保証会社と養育費保証契約を締結する際に
要する経費のうち、保証料として本人が負担した費用

【補助上限額】 5万円



※裏面もご覧ください



ひとり親家庭のための無料法律相談

離婚を考えている方や、ひとり親になった方の養育費、親子交流(面会交流)、慰謝料、財産分与、年金分割等に関してのご相談に弁護士が応じます。

【日 時】 毎月第3金曜日 午後1時～午後4時

【場 所】 八尾市役所 本館(八尾市本町 1-1-1)

【定 員】 1日6人(1人30分)

【費 用】 無料

【申込み方法】 要予約。電話で下記まで申込み(先着順)

HPはこちら↓



ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ



ひとり親家庭や寡婦の皆さんが利用できる制度や主な相談窓口のご案内です。

お困りのときは、ひとりで悩まず、各種相談窓口にご相談ください。

詳細は、右下のQRコードからご覧ください。

詳細はこちら↓



<お問い合わせ・申請先>

※相談・申請は予約制となっています。

八尾市 こども若者部 こども若者政策課

住所：八尾市本町1丁目1番1号

Tel:072-924-3988

Fax:072-924-9548

Mail:kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp